

## 随意契約理由書

件名	ポートターミナルボーディングブリッジ保守点検業務	
契約の相手方	ベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>1. ポートターミナルボーディングブリッジ(令和4年度竣工)は、神戸港新港第4突堤西岸壁に着岸する客船の乗降客に対応するため使用するバリアフリー対応の旅客乗降用渡橋である。当該旅客乗降用渡橋には多くの電気部品が使用されているが、お客様に常に安全な状態を提供するためには、定期的かつ計画的な機器の更新・メンテナンスが必須である。</p> <p>2. 旅客乗降用渡橋はそれぞれが独自の技術により設計・製作されているため、その構造・仕組み・運転方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムも各渡橋ごとに異なり、機械装置・電気制御装置の互換性がない。当該保守点検業務は、当該旅客乗降用渡橋の調達に係る契約の相手方であり、その設計・構造・仕組み等の情報を有している唯一の業者であるベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社以外では履行することができない。</p> <p>以上のことから、上記業者との特命随意契約とする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局海務課事務係	(電話番号 078-272-1611)